第十三号様式、第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「附則第七条」を「附則第七条ただし書」に改め、同条第一号中「であって当該各号に定める日前に製造されたものを当該各号に定める日以後に製造されたものに取り替える改造」を「を交換する改造（当該原動機と同一と認められる原動機であって当該各号に定める日前に製造されたものに交換する改造を除く。）」に改め、同号ロ中「生ずる日」を「生じた日（平成十七年五月十九日）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数）

第二十四条の二　改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

（オゾン層破壊物質記録簿）

第二十四条の三　改正法附則第九条第五項のオゾン層破壊物質を含む設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる作業とし、オゾン層破壊物質記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

オゾン層破壊物質を含む設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業	事項
一　オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備へのオゾン層破壊物質の一部又は全部の充てん	1　充てんの日時及び充てん時における船舶の位置 2　充てんに係る設備の名称 3　充てんしたオゾン層破壊物質の種類及び質量
二　オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備からのオゾン層破壊物質の放出	1　放出の日時及び放出時における船舶の位置 2　放出に係る設備の名称 3　放出したオゾン層破壊物質の種類及び質量
三　オゾン層破壊物質を含む設備からのオゾン層破壊物質の受入施設への移送又は他の船舶への移載	1　移送又は移載の日時 2　移送した受入施設の名称及び位置又は移載した船舶の名称 3　移送又は移載に係る設備の名称 4　移送し、又は移載したオゾン層破壊物質の種類及び質量
四　事故その他の理由によるオゾン層破壊物質を含む設備からの例外的なオゾン層破壊物質の放出	1　放出の日時及び放出時における船舶の位置 2　放出に係る設備の名称 3　放出したオゾン層破壊物質の種類及び質量 4　放出の状況及び理由

附則第三十条第一項中「第二項」の下に「、第九条第六項」を加え、同条に次の二項を加える。

3　改正法附則第九条第六項に規定する海上保安庁長官の権限は、管区海上保安本部長も行うことができる。

4　前項の規定により管区海上保安本部長が行うこととされた権限は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百二十条に規定する海上保安署に限る。）の長も行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

（原動機の改造）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第六条第四号の同一の型式の原動機に類するものとして国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の原動機取扱手引書に記載する事項として海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第四十二条各号に掲げる事項が同一のものとする。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

2　この省令の施行の際現に交付されている旧検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染等防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染等防止証書及び第十一号様式の海洋汚染等防止検査手帳は、新検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染等防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染等防止証書及び第十一号様式の海洋汚染等防止検査手帳とみなす。

（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令の一部改正）

第四条　排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項並びに第三条の見出し及び同条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則）

第五条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の項中「第十六条第一項及び第三項」の下に「、第十九条の二十一の二」を加え、同表国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の項の次に次のように加える。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）	附則第九条第四項

別表第二海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「第十六条第二項」の下に「、第十九条の二十一の二」を加え、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の項の次に次のように加える。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律	附則第九条第五項